

報告事項

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
※地方税法施行令が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布、4 月 1 日に施行しました。

●概要

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の世帯の所得に応じた軽減制度の軽減判定基準が改正されました。本市においても、富士見市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分により行い、軽減判定基準を改正しました。

●改正内容

軽減判定基準を下表のとおり改正しました。

区分	改正前	改正後
7 割軽減	43 万 +10 万×(給与所得者等の数-1)	43 万 +10 万×(給与所得者等の数-1)
5 割軽減	43 万+ 29.5 万 ×被保険者数 +10 万×(給与所得者等の数-1)	43 万+ 30.5 万 ×被保険者数 +10 万×(給与所得者等の数-1)
2 割軽減	43 万+ 54.5 万 ×被保険者数 +10 万×(給与所得者等の数-1)	43 万+ 56 万 ×被保険者数 +10 万×(給与所得者等の数-1)

●施行日

令和 7 年 4 月 1 日

●軽減判定基準の改正による影響

	世帯数	人数 (医療分)	影響額
5 割軽減	1,752→1,790 世帯 (+38 世帯)	2,674→2,732 人 (+58 人)	55,036,100→56,153,075 円 (+1,116,975 円)
2 割軽減	1,461→1,488 世帯 (+27 世帯)	2,208→2,230 人 (+22 人)	18,044,160→18,241,040 円 (+196,880 円)
合計	3,213→3,278 世帯 (+65 世帯)	4,882→4,962 人 (+80 人)	73,080,260→74,394,115 円 (+1,313,855 円)

※令和 7 年 2 月 17 日時点のデータを基に試算しています。